



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する規程の一部を改正する告示（総務私学課） 1
- 家畜改良増殖法に基づく臨時種畜検査の実施（畜産課） 1
- 定期種畜検査の実施（畜産課） 2
- 民有保安林の指定の解除の予定・3件（森林管理課） 2
- 民有保安林の指定の解除・3件（森林管理課） 3
- 保安林の皆伐面積の限度（森林管理課） 4
- 事業の認定（用地課） 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（海岸防災課） 6
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 7

収用委員会事項

- 公示送達・3件 7

告 示

沖縄県告示第609号

私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年12月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する規程の一部を改正する告示

私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する規程（平成9年沖縄県告示第618号）の一部を次のように改正する。

第5条中「9月」を「10月」に改め、「始まる」の次に「私立の高等学校の通信制の課程、」を加え、「8月31日とし」を「9月30日とし」に、「2月末日」を「3月31日」に、「4月30日」を「5月31日」に、「8月31日とする」を「9月30日とする」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年12月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成28年度の認可に係る審査については、改正後の第5条の規定にかかわらず、同条に規定する設置等に係る計画書その他必要な書類の提出期限は平成27年12月15日とする。

沖縄県告示第610号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、平成27年度臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成27年12月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 日時、場所等

区域	場所	期日
沖縄県北部家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成27年12月21日から同月25日まで
沖縄県中央家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成27年12月21日から同月25日まで
沖縄県宮古家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成27年12月21日から同月25日まで
沖縄県八重山家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成27年12月21日から同月25日まで

- 2 検査の対象となる種畜 牛・馬及び家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精を行うため独立行政法人家畜改良センター又は県が開設する施設において家畜人工授精の用に供される豚

沖縄県告示第611号

沖縄県種畜検査条例（昭和47年沖縄県条例第110号）第3条第1項の規定により、平成27年度定期種畜検査を次のとおり実施する。

平成27年12月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 日時、場所等

区域	場所	期日
沖縄県北部家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成27年12月21日から同月25日まで
沖縄県中央家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成27年12月21日から同月25日まで
沖縄県宮古家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成27年12月21日から同月25日まで
沖縄県八重山家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成27年12月21日から同月25日まで

- 2 検査の対象となる種畜 豚

沖縄県告示第612号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年12月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 南城市玉城字志堅原川之上原172番、字志堅原金切原464番1、466番1、466番2、466番3、474番1、474番2
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第613号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年12月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 南城市玉城字志堅原金切原464番2、464番3
 - 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - 3 解除の理由 指定理由の消滅
-

沖縄県告示第614号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年12月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 多良間村字塩川口原ノ五2795番6・2823番3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - 3 解除の理由 公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）
-

沖縄県告示第615号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年12月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 今帰仁村字仲尾次水溜原138番3、字仲尾次神里原340番2、字仲尾次バナ原432番2、432番3
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
-

沖縄県告示第616号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年12月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 うるま市与那城桃原下水1823番2
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
-

沖縄県告示第617号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年12月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 伊平屋村字田名ヨナ原1106番・字田名桃原1450番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - 3 解除の理由 用排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）
-

沖縄県告示第618号

平成27年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成27年12月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の限度（ha）
単位区域名	保安林の種類	
沖 縄 北 部	水源かん養保安林	224.02
	土砂流出防備保安林	8.38
沖 縄 中 南 部	水源かん養保安林	33.32
	土砂流出防備保安林	0.96
八 重 山	水源かん養保安林	583.24
伊 是 名 村	干害防備保安林	1.10
久 米 島 町	干害防備保安林	1.16
座 間 味 村	干害防備保安林	6.48
恩 納 村	干害防備保安林	9.54
渡 嘉 敷 村	干害防備保安林	2.50
宮 古 島 市	干害防備保安林	8.02
合 計		878.72

沖縄県告示第619号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成27年12月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 南城市
- 2 事業の種類 南城市観光振興将来拠点地整備事業（公共駐車場）
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 沖縄県南城市佐敷字新里地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

南城市観光振興将来拠点地整備事業（公共駐車場）（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である南城市が事業主体となって、起業地内に、駐車場を整備する事業であるところ、当該駐車場は法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

南城市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

南城市には多くの観光名所が存在し、第1次南城市総合計画においては、観光の振興及びスポーツ・レクリエーション活動の推進を掲げ、観光の振興及び誘客に寄与するイベントを多数開催している。しかし、南城市には大規模な駐車場がないため、西原町及び与那原町の公共空地を利用し、シャトルバスを運行しているが、交通混雑、交通事故等交通に支障が生じている。また、当該公共空地の開発が予定されていることもあり、上記イベントに対応するために、最低でも2,000台規模の駐車場の整備が急がれる状況にある。

さらに、県が策定している「沖縄県津波浸水予測図」によると南城市全域で約12,000人（約4,500世帯）が津波被害に遭い、海拔の低い佐敷地区では2,683世帯（7,262人）が津波により浸水すると予測されており、災害時の仮設住宅建設用地の確保も喫緊の課題となっている。

本件事業はこのような状況に対応するため、起業地に駐車場を整備するものである。

本件事業の施行により、イベント時の交通混雑の解消及び観光の振興が図られるとともに、災害時に速やかに仮設住宅の建設に着工できるようになることから、被災者の避難生活場所の確保にも寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

起業者が行った自然環境調査によると、起業地及びその周辺において動物11種及び植物3種の重要な種の生息及び生育が確認されたが、移動能力の高い種は周辺に存在する同様の生息環境への逃避が可能なことから、事業による影響は小さいと評価されている。また、移動能力の低い種は周辺に多数の個体群があることが確認されているが、可能な限り捕獲して移動し、移植する等の保全措置を講ずることとしていることから、環境への影響は軽微であると認められる。

また、本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないが、確認された場合には関係機関と協議し、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、本件事業に必要な面積が確保できること、交通の利便性が良いこと、敷地の造成が容易なこと等の観点から3案を比較検討し、最も合理的な案を採用している。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、南城市にはイベントに対応できる大規模な駐車場がないため、イベント開催時には西原町及び与那原町の公共空地を利用し、シャトルバスを運行しているが、交通に支障を生じさせることがあり、また、当該公共空地の開発も予定されている。さらに、災害時における仮設住宅建設用地の確保も喫緊の課題であることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業に半永久的に供される範囲であることから、収用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているため、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 南城市土木建築部施設整備課

沖縄県告示第620号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

平成27年12月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 名護市宇茂佐（7）地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から30号までを順次結んだ線及び標柱1号と30号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	大字	字	地番	標柱番号
名護市	宇茂佐の森三丁目		27番15	1
名護市	宇茂佐	西兼久原	428番9	2
名護市	宇茂佐	西兼久原	428番25	3
名護市	宇茂佐	西兼久原	428番21	4
名護市	宇茂佐	西兼久原	428番15	5
名護市	宇茂佐	西兼久原	428番15	6
名護市	宇茂佐	西兼久原	428番10	7
名護市	宇茂佐	西兼久原	428番6地先	8
名護市	宇茂佐	西兼久原	428番6	9
名護市	宇茂佐	西兼久原	343番4地先	10
名護市	宇茂佐	西兼久原	356番	11
名護市	宇茂佐	西兼久原	369番	12
名護市	宇茂佐	西兼久原	374番	13
名護市	宇茂佐	西兼久原	382番	14
名護市	宇茂佐	西兼久原	383番	15
名護市	宇茂佐	西兼久原	388番	16
名護市	宇茂佐	西兼久原	392番	17
名護市	宇茂佐	西兼久原	394番	18
名護市	宇茂佐	西兼久原	394番	19
名護市	宇茂佐	西兼久原	398番	20
名護市	宇茂佐	西兼久原	399番	21
名護市	宇茂佐	西兼久原	403番	22
名護市	宇茂佐	西兼久原	406番	23
名護市	宇茂佐	西兼久原	423番2	24
名護市	宇茂佐	西兼久原	422番	25
名護市	宇茂佐	西兼久原	422番	26

名護市	宇茂佐	西兼久原	422番	27
名護市	宇茂佐の森三丁目		26番 1	28
名護市	宇茂佐の森三丁目		26番 2	29
名護市	宇茂佐の森三丁目		27番15	30

沖縄県告示第621号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年12月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉原(2)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(5)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(8)	北谷町字吉原及び字桑江の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(12)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(16)	北谷町字吉原及び字桑江の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
吉原(17)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
屋宜原	北中城村字屋宜原、字瑞慶覧及び字喜舎場並びに北谷町字玉上の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに北中城村役場及び北谷町役場において縦覧に供する。）	地滑り

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第23号

収用しようとする土地 那覇市首里石嶺町3丁目362番

土地所有者 不明ただし、管理者沖縄県 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

那覇広域都市計画道路事業3・2・浦1号沢岬石嶺線裁決申請等事件に係る平成27年11月13日付けの裁決

書

(注意) 上記書類を受領しないときは、平成27年12月21日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成27年12月1日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第24号

収用しようとする土地 那覇市首里石嶺町3丁目363番及び365番

土地所有者 不明ただし、登記名義人比嘉ツル 住所不明ただし、登記簿上の住所赤平区2ノ4

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局(沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

那覇広域都市計画道路事業3・2・浦1号沢岨石嶺線裁決申請等事件に係る平成27年11月13日付けの裁決書

(注意) 上記書類を受領しないときは、平成27年12月21日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成27年12月1日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第25号

収用しようとする土地 那覇市首里石嶺町3丁目

土地所有者 不明 住所不明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局(沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

那覇広域都市計画道路事業3・2・浦1号沢岨石嶺線裁決申請等事件に係る平成27年11月13日付けの裁決書

(注意) 上記書類を受領しないときは、平成27年12月21日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成27年12月1日

沖縄県収用委員会

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
--	---